

奈良県宿泊施設立地促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域の特性に応じた宿泊施設の立地促進を図ることにより滞在型観光を一層推進するため、宿泊施設の新設を行い、当該宿泊施設に係る投下資産を取得する者に対し、当該宿泊施設に係る投下資産の取得に要する経費について、予算の範囲内において奈良県宿泊施設立地促進事業補助金（以下「宿泊施設補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による旅館・ホテル営業（同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。）の許可（以下「旅館業法の営業許可」という。）を受けた県内の施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。）をいう。
- (2) 新設 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第13号に規定する建築のうち、新築をいう。
- (3) 投下資産 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号までに掲げる資産をいう。
- (4) 南部東部地域 五條市、御所市、宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の区域をいう。
- (5) 着工 宿泊施設の新設に係る工事に着手することをいう。
- (6) 操業 旅館業法の営業許可を受けることをいう。

(補助対象事業)

第3条 宿泊施設補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する宿泊施設の新設を行い、知事が適当と認める事業とする。

- (1) 客室数が30室以上又は収容人員が100人以上であること。

(2) 投資する当該宿泊施設に係る投下資産の額が5億円（南部東部地域における宿泊施設の新設の場合は、3億円）以上であること。

（補助対象事業者）

第4条 宿泊施設補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当し、知事が適当と認める者とする。

(1) 第6条第2項の規定により補助対象事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けた者であること。

(2) 前号の認定を受けた日の属する会計年度の翌年度の末日までに着工し、着工から3年以内に操業が行われる当該認定に係る宿泊施設の投下資産を取得する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助対象事業に関し、奈良の飲食店・宿泊施設育成支援資金利子補給金、宿泊施設整備資金（総合特区支援）利子補給金その他の県の補助金等の交付を受けている者については、宿泊施設補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 宿泊施設補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、宿泊施設補助金の額に100万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	当該宿泊施設に係る投下資産の取得に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）であって知事が認めるもの（当該宿泊施設の存する土地に係る所有権、賃借権、地上権等の取得に要する経費は、補助対象経費に含まない。）
補助金の額	補助対象経費に100分の5を乗じて得た額と1億円（当該宿泊施設の客室数が100室以上であり、かつ、平均客室面積が20㎡以上である場合は、2億円）とを比較して少ない方の額を上限として知事が定める額

2 前項の補助対象経費のうち、国、市町村等の補助金等の交付を受けたものがある場合は、当該補助金等に相当する額を補助対象経費から除くものとする。

（事業計画の認定等）

第6条 宿泊施設補助金の交付を受けようとする事業者は、事業計画について、奈良県宿泊施設立地促進事業補助金事業計画認定申請書（第1号様式）及び知事が必要と認める書類（以下「事業計画認定申請書等」という。）を知事が定める期間内に知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する事業計画認定申請書等の提出があったときは、その内容について、知事が定める基準に基づき審査のうえ、事業計画の認定又は不認定を決定し、当該申請を行った事業者に対し書面により通知するものとする。
- 3 宿泊施設補助金の交付を受けようとする事業者は、着工より前に前項の認定を受けなければならない。
- 4 知事は、第2項の認定に当たり、宿泊施設補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。
- 5 第2項の認定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画を変更しようとするときは、奈良県宿泊施設立地促進事業補助金事業計画変更承認申請書（第2号様式）に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該事業計画の変更が補助対象事業に要する経費の配分の変更のみであり、前項の認定における経費から20%以内の減額に係る変更である場合は、第12条第1項の規定による宿泊施設補助金の交付申請をもって代えることができるものとする。
- 6 補助事業者は、事業計画を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県宿泊施設立地促進事業補助金事業計画中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。
- 7 補助事業者は、前項の規定による提出を行った日以後においては、第1項の規定にかかわらず、同項の事業計画認定申請書等（当該中止し、又は廃止した事業計画に記載された宿泊施設の存する土地を含む事業計画に係るものに限る。）を提出することはできないものとする。

（着工届等の提出）

第7条 補助事業者は、着工したときは、着工した日から起算して10日以内に工事着工届出書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、事業計画に記載された宿泊施設を操業したときは、操業を開始した日から起算して10日を経過した日又は操業を開始した日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに操業開始報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、知事は、補助事業者に対し、補助対象事業の遂行の状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(地位の承継)

第8条 補助事業者の地位は、合併、分割、譲渡その他の特別な事由がある場合に限り承継することができる。

2 前項の規定により、補助事業者の地位を承継しようとする者は、地位承継承認申請書（第6号様式）及び知事が必要と認める書類を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。この場合において、宿泊施設補補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。

3 第1項の規定により補助事業者の地位を承継する者は、規則及びこの要綱に係る一切の権利及び義務を引き継ぐものとする。

(指示及び検査)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、事業計画が予定の期間内に完了しない場合又は事業計画の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により知事に報告しなければならない。

(事業計画の認定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助事業者に係る事業計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 投資する当該宿泊施設が第3条各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 第4条第1項各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (3) 第4条第2項に規定する奈良の飲食店・宿泊施設育成支援資金利子補給金、宿泊施設整備資金（総合特区支援）利子補給金その他の県の補助金等の交付を受けるとき。
- (4) 第6条第3項及び第5項の規定に違反したとき。
- (5) 第6条第4項及び第8条第2項後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (6) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (7) 偽りその他不正の手段により第6条第2項の認定を受けたとき。
- (8) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(宿泊施設補助金の交付申請及び実績報告)

第12条 宿泊施設補助金の交付を受けようとする補助事業者は、奈良県宿泊施設立地促進事業補助金交付申請書及び補助事業実績報告書(第7号様式)に、知事が必要と認める書類を添えて知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該宿泊施設に係る旅館業法の営業許可を受けた日から起算して60日を経過した日又は旅館業法の営業許可を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに行われなければならない。

(宿泊施設補助金の交付の決定等)

第13条 知事は、前条第1項に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、宿泊施設補助金の交付の決定及び宿泊施設補助金の額の確定を行い、当該申請を行った補助事業者に対し、書面により通知するものとする。

2 知事は、宿泊施設補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。

3 知事は、宿泊施設補助金の交付に当たっては、2か年に分割して行うことができる。

(申請の取下げ)

第14条 前条第1項の規定による宿泊施設補助金の交付の決定及び宿泊施設補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、宿泊施設補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による宿泊施設補助金の交付の決定及び宿泊施設補助金の額の確定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(宿泊施設補助金の交付の請求等)

第15条 第13条第1項の規定による宿泊施設補助金の交付の決定及び宿泊施設補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、奈良県宿泊施設立地促進事業補助金請求書(第8号様式)により、宿泊施設補助金(同条第3項の規定により分割された場合にあっては、指定された交付年度ごとの宿泊施設補助金の額)の交付を請求することができる。

2 知事は、前項に規定する奈良県宿泊施設立地促進事業補助金請求書の提出があった場合において適当と認めるときは、宿泊施設補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、第13条第1項の規定による宿泊施設補助金の交付の決定及び宿泊施設補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、宿泊施設補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第8条第2項後段及び第13条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
 - (2) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により宿泊施設補助金の交付を受けたとき。
 - (4) その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- 2 前項の規定により宿泊施設補助金の交付の決定の全部を取り消した場合は、当該宿泊施設補助金に係る第6条第2項の規定による認定を取り消したものとみなす。

(宿泊施設補助金の返還)

第17条 前条第1項の規定により、宿泊施設補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した宿泊施設補助金の返還を命ずるものとする。

(営業の休止及び廃止)

- 第18条 宿泊施設補助金の交付を受けた者（第8条第1項の規定により補助事業者の地位を承継した者を含む。以下「補助金受給者」という。）が、操業した日から10年以内に、当該宿泊施設の営業の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、営業休止・廃止承認申請書（第9号様式）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。
- 2 知事は、前項の承認に当たり、補助金の全部又は一部を返還させる必要があると認めるときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
 - 3 第1項の規定による申請がない場合であっても、当該宿泊施設の営業の全部又は一部を休止し、又は廃止している状態にあり、補助金の全部又は一部を返還させる必要があると認めるときは、知事は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第19条 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。
- 2 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が100万円以上の投下資産及び第6条第2項の規定による認定又は同条第5項の規定による変更の承認を受けた事業計画に係る当該宿泊施設に関する信託法（平成18年法律第108号）第2条第7項に規定する受益権とする。

- 3 補助金受給者は、規則第20条の規定により処分を制限された財産について、宿泊施設補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第10号様式）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金受給者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合その他これらに準ずる場合には、補助金等の交付の目的に反しない使用として、財産処分には該当せず、この条の規定は適用しないものとする。
- 4 知事は、前項の承認に当たり、必要があると認めるときは、必要な条件を付けるものとする。
- 5 第3項の承認を受けた補助金受給者は、取得財産を処分した後、14日以内に財産処分報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、取得財産の処分が完了したことを報告しなければならない。
 - (1) 取得財産の処分の内容を証する書類の写し
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 6 知事は、前項の規定による報告を受けて、補助金の全部又は一部を返還させる必要があると認めるときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 7 知事は、補助金受給者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（加算金）

第20条 補助金受給者は、第17条並びに第18条第2項及び第3項並びに前条第6項の規定により宿泊施設補助金の返還を命じられたときは、原則として、規則第17条の規定に基づき計算した加算金を県に納付しなければならない。

（調査及び報告）

- 第21条 補助金受給者は、旅館業法の営業許可を取得した日から10年間は、各年度の会計年度の末日までに営業状況報告書（第12号様式）により営業状況を報告しなければならない。
- 2 補助金受給者は、第8条、第11条各号及び第16条第1項各号に該当するに至ったときは、速やかに書面により知事にその旨を報告しなければならない。
 - 3 補助金受給者は、補助事業の遂行に当たり、業務委託先の変更その他の旅館業を営むに当たり重要な変更が生じるときは、あらかじめ、書面により知事にその旨を報告しなければならない。

(宿泊施設補助金の経理等)

第22条 補助金受給者は、宿泊施設補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を旅館業法の営業許可を取得した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第23条 補助金受給者は、取得財産に係る台帳を備え、その保管状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月17日から施行する。